

庭園間交流連携促進計画登録制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、複数の民間庭園、公園及び植物園（以下「庭園等」という。）の管理者等が作成する「庭園間交流連携促進計画」の登録制度について定めることにより、登録された計画に基づくガーデンツーリズムを促進し、もって地域の活性化と庭園文化の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において「ガーデンツーリズム」とは、複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取組をいう。

(基本理念)

第3条 我が国には、多様な自然環境、風土、伝統に基づく、地域固有の特徴を持つ様々な庭園等が存在し、日本の自然や文化の多様性を体験できる場として人気を博しているものがある一方で、その価値が認知されていないものもある。「ガーデンツーリズム」は、その取組を通じて、各地域の庭園等の管理者が一体となった各庭園間の連携や、地域の多様な庭園等の魅力の再発見を促すことを基本理念として行われなければならない。

(庭園間交流連携促進計画の登録)

第4条 「ガーデンツーリズム」を推進する庭園等の管理者は、他の庭園等の管理者その他の関係者を構成員とする協議会を組織することができる。

2 前項の協議会は、庭園間交流連携促進計画を作成し、都市局長に登録を申請することができる。この場合、申請者は地方整備局等を経由し、これを都市局長に提出するものとする。

3 庭園間交流連携促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 計画の名称
- 二 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）
- 三 計画を構成する庭園等（以下単に「構成庭園等」という。）
- 四 実施する事業（以下単に「事業」という。）
- 五 協議会の構成員及び事業実施体制
- 六 その他計画の実施にあたって必要な事項

(庭園間交流連携促進計画の登録基準等)

第5条 都市局長は、外部有識者による審議を経て、前条第2項の登録の申請に係る庭園間交流連携促進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画を登録簿に登録するものとする。

一 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）

ア 地域の風土や歴史を反映した各庭園等に共通するテーマが設定されていること。

イ 「ガーデンツーリズム」を通して実現を目指す地域の活性化等の将来像（ビジョン）が定められていること。

二 構成庭園等

- ア 構成庭園等がテーマに適合していること。
- イ 構成庭園等が公開されており、各施設に一般的な交通機関でアクセスできること。
- ウ 構成庭園等の管理者が明確であること。

三 事業

- ア 事業がテーマに適合し、構成庭園等及び地域の活性化につながるものであること。
- イ 事業が、計画性があり、一定の継続性を有していること。

四 実施体制

- ア 構成庭園等の管理者等による協議会が組織されていること。
- イ 協議会へ地方公共団体その他の公的団体が含まれていること、または協議会の会議へ地方公共団体その他の公的団体が参画していること。

(計画の登録の通知等)

第6条 都市局長は、前条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録に係る庭園間交流連携促進計画を提出した協議会（以下「登録協議会」という。）に通知するとともに、登録した庭園間交流連携促進計画（以下「登録計画」という。）を公表するものとする。

(登録計画の変更等)

第7条 登録協議会は、登録計画の内容を変更（実施する事業に関する軽微な変更は除く。）しようとするときは、都市局長の変更登録を受けなければならない。この場合、登録協議会は、地方整備局等を経由し、これを都市局長に提出するものとする。

2 第5条各号の基準及び前条の規定は、前項の変更登録について準用する。

(技術的助言と登録取消し)

第8条 都市局長は、登録協議会に対し、事業の実施に関し必要な助言を行うものとする。

2 都市局長は、登録協議会が登録計画に沿って適切に事業を実施しておらず、登録を継続することが適当ではないと認めるに至ったときは、外部有識者による審議を経て、当該計画の登録を取り消すことができる。

(事業報告)

第9条 登録協議会は、毎年度終了後、遅滞なく、登録計画に基づき当該年度に実施した事業の概要について、地方整備局等を経由し都市局長に報告しなければならない。

(報告の公表)

第10条 都市局長は、前条の規定により提出された事業の概要について、遅滞なく公表するものとする。

(運用)

第11条 庭園間交流連携促進計画登録制度の運用については、本要綱に定めるところによるほか、都市局長が別に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。